

# 大北・安曇野地区における第14次労働災害防止推進計画（概要）

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

## 重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備  
災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知  
労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ハード面とソフト面での取組の促進等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】  
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食品品製造業  
非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底  
介護作業等のノーリフトケア導入推進【腰痛予防の取組状況を向上】  
冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

[アウトカム] 増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め  
転倒による平均休業見込日数 前期5か年比で減少  
増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比+15人以内に抑制

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

[アウトカム] 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

### 4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進  
外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進  
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う取組状況を向上】  
労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底  
障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

[アウトカム] 外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少



## 5 業種別の労働災害防止対策の推進

**陸上貨物運送事業対策**（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】

**建設業対策**（労使による基本的安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】

**製造業対策**（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】

**林業対策**（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の安全ガイドラインの措置を推進）【裂け上がり防止措置 実施状況の向上】

**索道業対策**（冬季の転倒災害を中心とした労働災害対策、未熟練労働者への安全衛生教育の徹底）

**その他の業種対策**（飲食店、旅館業、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



陸上貨物運送事業 死傷者数 5%以上減少  
建設業 死亡者数 0人  
製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 年間10人未満  
林業 死亡者数 0人

## 6 労働者の健康確保対策の推進

**メンタルヘルス対策**（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【50人未満事業場 対策に取り組む割合<sup>注1</sup> 10%以上増加】

【50人以上事業場 対策に積極的な割合<sup>注2</sup> 5%以上増加】

**過重労働対策**

- ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善

**産業保健活動の推進**（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）

- ・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 増加 等

## 7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

**化学物質対策**（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】

**石綿、粉じん対策**

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

**熱中症、騒音対策**【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 増加】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進

**電離放射線対策**（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



化学物質災害 前期5か年比で減少  
増加が見込まれる熱中症死傷者数 前期5か年比で減少

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

（注1,2）注1については以下の～のうち1項目以上、注2は以下の～のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施

厚生労働省

長野労働局

（2023.7）